

# 法科大学院教育における ICT を活用した授業の 導入に向けた取組 (7・完)

——中央大学における FD・SD 講演会——

土 田 伸 也\*

中央大学法科大学院における ICT を活用した授業の導入に向けた取組は、平成 27 年度から本格的に始まった。この間の最も大きな成果は、中央大学法科大学院において平成 29 年度から ICT を活用した授業が正式に導入されたことであろう。平成 28 年度以降の取組に対しては、学内の競争的資金が用いられ、予定されていた取組期間が平成 29 年度末をもって終了すること、実際に ICT を活用した授業を正式導入することができたことから、表記のタイトルで連載してきた本稿も、今号をもって完結させることにしたい。

本稿は、平成 30 年 3 月 14 日に中央大学法科大学院と中央大学 FD 推進委員会が共催して、実施した FD・SD 講演会の講演録である。この講演会は「ICT を活用した授業と今後の展望——専門職大学院における実践をふまえて」というタイトルで行われ、講師は筆者が務めた。内容的には、これまで本誌において逐次、報告してきたことと重複する部分があるが、これまでの取組内容をまとめたものであって、最後の原稿に相応しいと考えられるので、発表することにした。

なお、中央大学法科大学院では、ICT を活用した様々な取組が平成 30 年度以降も続けられる予定なので、適宜、本誌上で改めて報告を行っていきたい。

## I はじめに

法科大学院所属の土田です。本日は、「ICT を活用した授業と今後の展望——専門職大学院における実践をふまえて」というテーマで報告をさせていただきます。資料として、レジュメと若干の印刷物のコピーを配布させて

いただいております。本日は、このレジュメに即して報告をさせていただこうと思います。具体的には、第一に、ICT を活用した授業とは何か、第二に、ICT を活用した授業にはどのような効果を期待できるか、第三に、ICT を活用した授業には複数のタイプがあるが、それぞれのどのようなメリット・デメリットがあるか、第四に、ICT を活用した授業に関する法令の規定はどうなっているか、第五に、

\* 中央大学法科大学院教授・ICT 委員会委員長

法科大学院では ICT を活用した授業の導入に向けてどのような取組を行ってきたか、第六に、ICT を活用した授業にはどのような課題があるかということについて報告させていただき、最後に今後の展望についても若干のコメントをさせていただこうと思います。なお、中央大学における ICT を活用した授業は、既に通信教育部において実施されていますが、通信教育部の場合は、設置基準が異なるため、本日の報告では検討の対象にしないものとします。

最初に本日のタイトルにもある「ICT を活用した授業」とは何かということについて、確認をしておきたいと思います。ICT は、通常、情報通信技術と日本語に翻訳されます。したがって、ICT を活用した授業とは情報通信技術を用いた授業ということになりますが、そういった授業は、情報通信技術が多様であることから、さまざまであるといえます。しかし、本日の講演会では、それらの中で、次の三つのタイプの授業に限定して報告をしたいと思います。第一のタイプはサテライト方式の遠隔授業で、これは大学の教室同士をオンラインでつないで実施する授業です。第二のタイプはモバイル方式の遠隔授業で、これは大学の教室が配信元となり、受講者が自宅や職場等で受講する授業です。第三のタイプはオンデマンド授業で、録画した授業を受講者の好きな時間帯に好きな場所で視聴できる授業です。いずれも、教員と同じ教室にいらなくても、学生が授業を受けられるという特色を有します。

## II ICT を活用した授業に期待される効果

それでは、このような ICT を活用した授業には、どのような効果を期待することができるでしょうか。この点、次のような複数の効果を期待できます。

第一に、学修環境の向上を期待できます。たとえば就職活動等、何らかの事情で学生が大学に来れなくても、時間の都合さえつければ、ICT を活用して予定どおりリアルタイムで授業を受けることが可能になります。また、教員が出張等で遠隔地にいる場合でも、時間の調整さえできれば、休講にすることなく、ICT を活用して遠隔地から授業を実施することができます。

第二に、授業科目の拡充を図ることができます。ICT を活用すれば、遠隔地からの授業配信が可能になるので、遠隔地在住の教授者による授業科目を新たに開講することができます。

第三に、リカレント教育の充実を図ることができます。ICT を活用すれば、社会人学生は通学しなくても、職場や自宅において授業を受けられるようになるので、リカレント教育の充実を期待できます。

第四に、地方への貢献を期待することができます。たとえば地方大学で不足しがちな先端分野を専攻する教員が本学にいた場合、当該教員が遠隔システムを利用して、本学から地方大学に授業を提供することなどが考えら

れます。

第五に、グローバル展開を期待することができます。ICTを活用すれば、外国に在住したままでも、本学の授業を受けることができるようになりますし、また外国の大学の教員による授業を本学の学生が本学で受講できるようにもなります。

第六に、志願者の増加を期待することができます。ICTを活用した授業の導入により学修環境が整備されることで、地方在住者や、社会人が新たに本学を志願してくれる可能性が高まります。

第七に、補助金等の外部資金の獲得を期待できます。たとえば法科大学院の場合、数年前から文部科学省による「法科大学院公的支援見直し加算プログラム」が始められていますが、中央大学法科大学院のICTに関する取組は3年連続で「優れた取組」として評価され、公的支援の額が加算されてきました。ICTを活用した授業を実施することで、この種の資金の獲得を見込むことができるようになります。

### Ⅲ ICTを活用した授業のメリット・デメリット

以上の効果のうち、最も注目されるべきは、やはり第一番目の学修環境の向上という点だと思います。冒頭で指摘した三つのタイプの授業、すなわちサテライト方式、モバイル方式、オンデマンド方式の各授業は、いずれも学修環境の向上に資する授業であるというこ

とがいえると思います。ただし、タイプごとに、それぞれ固有のメリット・デメリットがあるので、それを、ここで確認しておきたいと思います。

第一に、サテライト方式の場合、配信先の受講者が配信先の地方大学の教職員によるサポートを受けられるというメリットや、場所や回線が固定化されているので、比較的機材トラブルが少ないというメリットがあります。他方、デメリットとしては、受講希望者がサテライトキャンパスに通うことができない場所に居住している場合（いわば「地方の地方」に居住している場合）、結局、遠隔授業を受けられないという問題があります。

第二に、モバイル方式の場合、職場や、自宅など、どこにいてもインターネットさえつながることができれば、授業に参加できるので、上述の「地方の地方」に居住している者であっても、受講可能であるというメリットがあります。他方、デメリットとしては、大学外での受講になるため、大学の教職員によるサポートを得にくいということや、個人の機材を利用することになるので、比較的機材トラブルが発生しやすいということがあります。

第三に、オンデマンド方式の場合、いつでも、どこでも受講できるというメリットがありますが、デメリットとしては、双方向・多方向性および同時性がないため、教育効果の低減が見込まれるというデメリットがあります。

#### IV ICTを活用した授業に関する 法令と問題点

このように、ICTを活用した授業には、それぞれメリット・デメリットがあるものの、上述のとおり、多くの効果を期待することができます。そこで、積極的に、そのような授業を展開していくべきとも考えられなくはないのですが、実際に、そのような授業を実施してよいか否かは、特に法令との関係で、別途、問題となります。そこで、次に、ICTを活用した授業に関する法令について、確認しておきたいと思います。

まず、大学設置基準第25条第1項は、「授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。」と定め、続く第2項では、「大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。」と定めています。これによって、ICTを活用した授業が可能であるかのようにみえるのですが、同条項は「文部科学大臣が別に定めるところにより」としているのです。文部科学大臣が別に定めるルールの下でのみ、ICTを活用した授業は許されるということになります。それでは、文部科学大臣はどのようなルールを定めているのかというと、それが平成13年文部科学省告示第51号（大学設置基準第25条第2項の規定に基づく大学が履修させることができる授業

等）です。これはメディア告示と呼ばれています。これによりますと、「通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において、大学設置基準第25条第1項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認められたものであること。」とされ、一号で「同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所（……）において履修させるもの」、二号で「毎回の授業の実施に当たって設問解答、添削指導、質疑応答等による指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保されているもの」と定められています。重要なのは、一号であれ、二号であれ、ICTを活用した授業を実施しようとする、面接授業に相当する教育効果が認められないといけないという点です。したがって、単に技術的にICTを活用した授業ができるからといって、やっぴいということではなく、面接授業と同程度の教育効果が確保されなければ、いくら技術的に可能であっても、ICTを活用した授業はやっぴいといけないうことになります。

そして、以上のことは専門職大学院の場合にも当てはまります。関係する条文として、専門職大学院設置基準第8条第2項があります。これによりますと、「大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準……第

25 条第 2 項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。」とあります。ここでもまた、一定の教育効果の確保ということが、ICT を活用した授業を実施する際の要件になっているといえます。

さて、そうしますと、ここで一つの疑問が生じます。それは、そもそも ICT を活用した授業というのは、ここで確認した教育効果要件を満たすといえるのか、という問題です。仮にサテライト方式、モバイル方式、オンデマンド方式のいずれか、あるいはいずれもが教育効果要件を充足しない授業方式だということになれば、当該授業は法令上認められない、その意味で違法な授業だということになります。ところが、一体、どのような方式の授業であれば、教育効果要件を充足するといえるのか、法令上、何の定め也没有ありません。そうしますと、各大学は自己の判断にしたがって、果たしてまたどのような ICT を活用した授業を導入するのか（あるいは、しないのか）、決定するほかないということになります。これには一定のリスクが付きまといまいます。たとえば、ある大学がオンデマンド方式の授業は教育効果要件を満たすと考えて、これを実施したものの、その後、外部評価を通じて、その違法性が指摘されたり、あるいは文部科学省から、その違法性が指摘されたりということが考えられます。この場合、既

に学生に出してしまった単位をどうするかなどの問題が起こりえます。各大学は、こういったリスクがあるので、ICT を活用した授業の導入に二の足を踏むということになります。

このような教育効果要件の充足性に係る問題は、特段、大学側に ICT を活用した授業を導入すべき切実な理由がなければ、そのまま放置しておいてもよい問題ということになるでしょうが、法科大学院の場合は、やや特殊な事情があり、教育効果要件に係る問題が国全体で考えるべき問題へと発展していきました。そこで、次に、法科大学院における ICT を活用した授業の導入に向けた経緯や議論について、報告したいと思います。

## V 法科大学院における取組

### 1. 背景と経緯

法科大学院は 2004 年に発足してから、既に 10 年以上が経ちますが、周知のとおり、この間に法科大学を取り巻く状況は激変し、法科大学院志願者もピーク時の 10 分の 1 程度に激減しました。このような中で、国は法曹志願者を増やすための施策として、社会人や地方在住者など誰もが法科大学院で学べる環境を整備することを目標にして、ICT を活用した授業の積極的な導入を提言するようになりました。学修環境が整えば、法曹志願者も増えるであろうという算段です。具体的には、平成 26 年度の中央教育審議会の法科大

学院特別委員会において、ICTを活用した授業の導入が提言されました。これを受けて、文部科学省はICTを活用した授業の調査研究を先導的の大学改革推進委託事業として実施することを決め、その調査研究を平成27年度後半に中央大学法科大学院が行いました。その成果が平成27年度末に200頁からなる報告書として出されましたので、平成28年度には、これを踏まえて、文科省内に新たに設置された「法科大学院教育におけるICT（情報通信技術）を活用した教育の在り方に関する協力者会議」（以下「協力者会議」という。）において議論が行われました。そして、およそ1年の議論を経て、協力者会議の検討結果が出され、ここで実質的に国の方針が固まりました。平成29年度に中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会は、この協力者会議による検討結果を了承し、現在にいたっています。そうしますと、国の方針は、事実上、協力者会議の検討結果によることとなりますが、その検討結果は平成27年度に中央大学法科大学院が実施した委託事業の調査研究結果をもとにしているわけなので、以下では、まず調査研究の結果を報告することとし、そのあとに協力者会議による検討結果の内容について、報告したいと思います。

## 2. 委託事業の調査研究

平成27年度に本学が実施した委託事業の調査研究では、冒頭で説明したサテライト方式、モバイル方式、オンデマンド方式の各授

業を実施し、その後、受講者、担当教員および事務職員にアンケートをとって、分析を行いました。このうち、サテライト方式については、島根大学、鹿児島大学、琉球大学の協力を得て実施しました。具体的には、各地方大学と中央大学法科大学院をオンラインでつなぎ、地方大学の学生に地方大学から中央大学法科大学院の授業に参加してもらいました。また、授業規模については、大きく三つのタイプ、すなわち10～20人程度の小規模の授業、20～40人程度の中規模の授業、そして50人を超える大規模の授業にわけて、調査を行いました。以下では、こういった調査を通じて得られた学生アンケートの結果を簡単に紹介させていただこうと思います。これによって、ICTを活用した授業に対して、学生たちがどのように感じているのかが一定程度、わかってきます。

第一に、ICTを活用した授業全体を通じての評価ですが、アンケート結果を前提とする限り、教育効果という点ではICTを活用した授業は従来の法科大学院の面接授業と比較しても概ね遜色ないということが指摘できます。具体的には、受講者の7割程度が、少なくとも従来の面接授業と同程度以上の教育効果がICTを活用した授業にはあるのだと評価しています。

第二に、所属大学別の評価ですが、配信先となった地方の小規模校の学生の遠隔授業に対する評価は概ね良好であったのに対して、配信元となった首都圏大規模校である中央大学の学生からの遠隔授業に対する評価は、そ

れほど良好ではありませんでした。このような結果が出た主な理由として、次のことを指摘できるのではないかと思います。まず、地方の小規模校に在籍する学生の場合、大規模校で実施されている受講者の多い授業に参加することで、地方の小規模校では通常経験できない、多様な意見に触れることができるので、こういった点に地方の小規模校の学生は遠隔授業のメリットを感じたのではないかと思います。これに対して、首都圏大規模校である中央大学に在籍する学生の場合、配信元であり続ける限り、特段、遠隔授業のメリットを感じられないように思います。というのも、配信元の大学では、授業構成員の大半を占める教員と学生がこれまで通り、授業教室にそろっており、その意味では大きな変化はありませんし、また、他大学の学生が参加することで発言の機会が減るだとか、あるいは遠隔授業用の機材のわずかな不具合により生じる授業の遅れにストレスを感じるといった不満が指摘されており、その意味では遠隔授業のデメリットを感じやすい環境があるといえるからです。このような首都圏大規模校と地方小規模校の遠隔授業に対する評価の格差を解消するためには、首都圏の大規模校から一方的に授業を配信するのではなく、地方の小規模大学からも特色ある授業を首都圏の大規模校に向けて配信するなどの工夫が必要になると思います。

第三に、授業規模別の評価ですが、規模別に ICT を活用した授業の評価をみてみると、40～50人程度の比較的規模の大きい授業に

対する学生からの評価は概ね良好でしたし、また、10人程度の小規模のゼミ形式の遠隔授業についても、学生からの評価は概ね良好でした。これに対し、20～30人程度の中規模の遠隔授業に対する学生の評価はそれほど良くはありませんでした。ただし、その原因は授業規模にあるのではなく、もっと別のところにあると推測しています。具体的には、調査の対象となった中規模の授業については、設備が十分ではなかったということが考えられます。

第四に、授業形態別の評価ですが、まずサテライト方式の遠隔授業に対する学生からの評価については、概ね良好でした。しかし、モバイル方式の遠隔授業に対する学生からの評価はあまり良くありませんでした。この点、具体的には、モバイルを利用した遠隔授業よりも従来の面接授業のほうが優れていると評価した学生が半数以上を占めました。このような結果になった原因は、モバイル方式を用いた遠隔授業の設備が十分でなかったことにあります。特に、個人所有の端末を利用する場合には、その情報環境はさまざまでしょうから、無線による端末を利用した遠隔授業の場合は、サテライト方式の遠隔授業よりも技術面での配慮がより一層必要になるのではないかと思います。最後に、オンデマンド方式の授業に対する学生からの評価ですが、これは概ね良好でした。具体的には、受講者の7割程度の者が、少なくとも従来の面接授業と同程度以上の教育効果がオンデマンド授業にはあるのだと評価しています。ただし、

オンデマンド授業については、同時性および双方向・多方向性が確保されていないことから、受講していても授業に臨んでいるという緊張感がないとか、あるいは、教員からあてられるということがないので、予習・復習を怠ってしまうといった負の面も、アンケートの自由記述欄では指摘されていたことを付言しておきたいと思います。

### 3. 検討結果の内容と評価

さて、以上のような委託事業の調査結果およびその他の先行事例等を参考にして、協力者会議は、法科大学院におけるICTを活用した授業の可否について検討しました。その結果は、次のとおりです。

まず、サテライト方式による授業は全面的に正規の授業として認められることになりました。したがって、地方在住者であっても、たとえば地方大学で首都圏の法科大学院の授業を受講することが技術的に可能であれば、最終的に地方在住のまま当該法科大学院を修了することができます。

これに対し、モバイル方式の授業は部分的にしか正規の授業として認められないことになりました。たとえば半期15回の授業のうち、5回まではモバイル方式による授業であっても、正規の授業として認められるものの、残りは正規の授業としては認められません（ただし、許容される授業回数について明確なルールは、検討結果の中で示されていない）。そのため、すべての授業回にモバイル方式で

参加しても、一定回数分以上は授業に出席したとはみなされず、最終的に単位の取得もできません。

また、オンデマンド方式の授業は法科大学院で求められる双方向・多方向の授業が担保されないことを理由に、正規の授業としては認められないことになりました。

以上が検討結果の概要です。そこで、次に、このような検討結果に対する評価ですが、ICTを活用した授業のうちサテライト方式による遠隔授業は、従来、関係法令との関係で疑義があることが指摘されてきましたので、協力者会議の検討結果によって、この疑義を解消した意味は大きいといえます。

また、モバイル方式による遠隔授業も正規の授業として認められるとした点は積極的に評価されるべきであろうと思います。これにより、たとえば出張のため法科大学院の授業に参加できない社会人であっても、出張先で正式に授業に参加できるようになりました。しかし、モバイル方式による遠隔授業が回数制限をされることになった点は疑問がないわけではありません。なぜなら、回数制限をされると、たとえば地方在住のまま法科大学院の単位を取得するということがほとんど不可能で、法科大学院においてせっかくICTを活用した授業を導入しても、その効果は薄いと考えられるからです。

また、オンデマンド方式の授業は正規の授業として認められないことが確認されましたが、委託事業の調査研究においては一定の評価を得ていたことから、回数制限付きで正規



の授業として認めるといことがあってもよかつたのではないかと考えられます。

なお、以上の検討結果で示された新たな方針は法科大学院における ICT を活用した授業が前提とされているのであって、学部レベルにおいても、全く同様に考えることができるかは、別途、検討の必要があるといえます。特に専門職大学院と学部では、双方向・多方向の授業を、どの程度重視するかという点において、求められているものが違うといえるので、ICTを活用した授業のあるべき姿も異なるものと思われます。一般論としては、教育効果要件の充足性を検討する際に、双方向・多方向性の確保ということ、学部では、それほど強く意識する必要はないものと思えますが、教育効果要件の縛りは残っているので、その観点は学部においても忘れてはいけないうらうと思えます。

#### 4. ICT を活用した授業の実践例

以上で確認したとおり、新たな方針によれば、サテライト方式については、全面的に正式の授業として認められるので、中央大学法科大学院では、さしあたり、この方式で ICT を活用した授業を正式に導入することになり、実際に平成 29 年度から四つの科目で ICT を活用した授業がスタートしました。

このうち地方大学が配信元になっている遠隔授業は三つあります。具体的には、「地域と法Ⅱ（九州地方の法律問題）」、「地域と法Ⅲ（中国地方の法律問題）」、「地域と法（米

軍基地法）」の三つです。いずれの授業においても、当該地域の特色ある法律問題をテーマにして、地元の大学教員が中央大学法科大学院の学生に向けて実施しました。それらのテーマは中央大学法科大学院の専任教員が基本的には扱うことのできないテーマですので、ICTを活用して、地方大学の先生方に、ご担当いただくことで初めて実施が可能になった授業といえます。また、「政策形成と法」という授業は、主に霞ヶ関の官僚の方々をゲストスピーカーとして招き、毎回、国家行政の最前線で何が行われているかをご教示いただく授業ですが、ICTを活用して、この授業を琉球大学法科大学院の学生に向けて配信しました。沖縄にいながらにして、毎回、霞ヶ関で活躍されている国家公務員の方々の話を聴くということは通常できませんので、その意味では、この授業は中央大学法科大学院が地方あるいは地方大学に貢献した授業ともいえます。

これらの授業に対する学生の評価ですが、授業アンケートの結果を見る限り、概ね高い評価を得ることができました。地方大学から配信していただいた三つの授業については、「首都圏の法科大学院に在籍しては通常、学ぶことのできないことを学ぶことができた」という積極的な評価が多くみられましたし、中央大学法科大学院から琉球大学法科大学院に配信した授業についても、琉球大学法科大学院の学生からは、「沖縄では学ぶことのできないことを学ぶことができた」というコメントがみられました。

## VI ICTを活用した授業の課題

このように、中央大学法科大学院において平成29年度から正式に導入したサテライト方式の遠隔授業は、さしあたり順調な滑り出しをみせたということがいえますが、課題がないわけではありません。そこで、次にICTを活用した授業の課題について、いくつか指摘しておきたいと思います。

第一に、ICTを活用した授業を、どのように実施していくかという課題があります。たとえばモバイル方式の遠隔授業は、上述したように、一定の回数に限定して許容していくことになりましたが、具体的に一体何回分までの授業であれば、モバイル方式で実施してよいのか、その許容回数が問題になります。また、ICTを活用した授業には複数のタイプがあり、それぞれメリット・デメリットがあるということは上述したとおりですが、異なる授業形態を相互に組み合わせることで、それらのデメリットを補うということが考えられます。たとえば、2単位科目の場合、15回の授業のうち5回はモバイル方式の遠隔授業で、残りの10回の授業は面接授業またはサテライト方式の授業で実施するといったことが考えられます。このように、ICTを活用した授業の教育効果を確保していこうとする際には、異なる形態の授業を組み合わせることの有効性についても今後、検討していく必要があると思います。

第二に、ICTを活用した授業を導入する際には教育上の周辺環境を整備して受講者をサポートする仕組みを用意しておくということが必要不可欠であると考えられますが、それをどのような形でどの程度行うのかという課題があります。たとえば遠隔授業の配信先の学生からは、配信元の学生に遠慮して授業中に質問しにくいといった回答が寄せられています。このような問題に対応するためには、授業時間外に遠隔授業の受講生用にオフィスアワーを設けたり、あるいはメールで質問を受け付けたりする制度を整備する必要があると思います。また、いわゆる自主ゼミの効果に鑑みれば、遠隔授業の前後に配信元と配信先の受講生がいっしょに自主ゼミを組めるような場や機会を提供してあげるといったことも考えられます。さらに、いわゆるシラバスシステム等の学修支援システムの整備や、文献情報に容易にアクセスできるようにするため、地方在住の受講生がデータベースを利用できるようにするといったことも考えられます。特に遠隔授業の受講者が地方在住者である場合、こういった学修環境を整備する方策を検討する際に、近隣の地方大学によるバックアップや支援も視野に入れて検討するべきで、その意味では首都圏の大規模校と地方の小規模校の大学間連携は重要であろうと思います。

第三に、コストの課題があると思います。ICTを活用した授業を実施するためには、さまざまなコストがかかります。具体的には、機材の調達にかかる費用のほか、通信料、保

守点検料等のランニングコストもかかりますし、遠隔授業用の特別な教務システムの構築費なども考えられます。また、人件費や、リスク管理費なども考えられるところです。

第四に、ICTを活用した授業に関わる人材の養成を、どのように行っていくかという課題があると思います。ICTを活用した授業に関わる教職員および受講生が、それぞれ当該授業の特性を十分に認識して授業に関わっていないと、当該授業の教育効果は低下すると考えられます。たとえば、遠隔授業を担当する教員の場合、配信元の受講生ばかりにあてないで、配信先の受講生もできるだけあてるようにして配信先の受講生が疎外感をもたないようにするか、あるいは、マイクがきちんと話者の声をひろえるようにできるだけマイクを口元に近づけ、直角にもつようにするなど遠隔授業に特有の教育技術があると思いますので、こういった技術を授業担当教員が身につけていかないといけません。そのためには、FD 研究集会等を通じて教員向けの研修を実施するか、遠隔授業のマニュアルを作成し、整備することなどが考えられます。同様の対応は、受講生および事務職員についても考えられるところです。

## Ⅶ おわりに——今後の展開

最後に、ICTを活用した授業の今後の展開として、やや現実味のある、考える展開を二点ほど指摘しておきたいと思います。

第一は、学部レベルであれ、大学院レベルであれ、中央大学と他大学が授業運営の面で連携する際に ICT を活用するということが考えられます。他大学と連携することによって、授業の質・量ともに、充実した教育コンテンツを提供できる可能性があるということを指摘しておきたいと思います。

第二は、学部と大学院が連携する際に ICT を活用することが考えられます。その場合の組み合わせは、他大学のことも含めて考えると、複数ありえ、①中央大学の学部と中央大学の大学院、②中央大学の学部と他大学の大学院、③他大学の学部と中央大学の大学院といった組み合わせが考えられます。特に法学部と法科大学院の連携については、現在、文部科学省が強く推し進めようとしているところです。既に経済学部では共同開講の形で、学部生が大学院の授業に参加し、正式の単位を取得している例があるようですが、法学部についても、数年のうちに、同種の制度ができる可能性があります。その際には、ICTを活用して、多摩キャンパスの中央大学法学部の学生が、市ヶ谷キャンパスの中央大学法科大学院の授業に参加するほか、他の地方大学の法学部の学生が中央大学法科大学院の授業に参加するといったことも考えられるのではないかと思います。

いずれにせよ、学部・大学院における ICT を活用した授業は多くの発展可能性を秘めているとともに、多くの期待もできる授業方式だと思いますので、大学における ICT の活用について、今後の動向を注視していきたい

と思います。

本日は最後までご清聴いただき、有難うございました。

\*本取組は、平成 28 年度中央大学教育力向上推進事業の一部として実施されたことを付記しておく。



【本誌掲載の関連記事一覧】

- 13 卷 1 号：法科大学院教育における ICT を活用した授業の導入に向けた取組 (1)  
——平成 27 年度の中央大学法科大学院の取組
- 13 卷 3 号：法科大学院教育における ICT を活用した授業の導入に向けた取組 (2)  
——琉球プログラムおよび首都圏プログラムの実施
- 13 卷 4 号：法科大学院教育における ICT を活用した授業の導入に向けた取組 (3)  
——地方在住の法曹有資格者に対するリカレント教育と ICT の活用
- 14 卷 1 号：法科大学院教育における ICT を活用した授業の導入に向けた取組 (4)  
—— ICT を活用した授業に関する FD 研究集会の開催
- 14 卷 2 号：法科大学院教育における ICT を活用した授業の導入に向けた取組 (5)  
——法科大学院教育における ICT（情報通信技術）の活用に関する  
検討結果について
- 14 卷 3 号：法科大学院教育における ICT を活用した授業の導入に向けた取組 (6)  
—— ICT を活用した授業の実践
- 本 号：法科大学院教育における ICT を活用した授業の導入に向けた取組 (7・完)  
——中央大学における FD・SD 講演会